

国民医療を守り国民の健康を守る体制のための持続的な  
財源確保を求める意見書

現下の物価高騰が国民生活及び医科歯科医療機関、薬局、介護施設等の医療機関等に及ぼす影響は看過できない水準に達しており、喫緊かつ恒常的な対応が必要である。

公定価格により運営する医療機関等は、物価上昇に対応するための手当を価格に転嫁することができず、その負担を直接負わざるを得ない状況が生じている。

さらに、国民の医療を守るための医療機関等における人材確保や日進月歩の医学・医療への対応、また政府が求める賃上げ等に対応するためにも、十分な原資が必要である。

このような中において、医師をはじめとする医療従事者が職責を存分に発揮できる環境を整備し、国民の幸福の原点である健康を守り続けていかななくてはならない。

よって、国においては、国民の生命と健康を守るため、医療・介護分野における物価高騰・賃金上昇に対する取組を進め、国民に不可欠、かつ日進月歩している医療・介護を提供していくために適切な財源を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月26日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 宛 て  
財 務 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣

福島県議会議長 西山尚利